

簡易合併公告

当社（乙）は、令和7年11月25日開催の取締役会において、令和8年4月1日を効力発生日として、東洋紡株式会社（甲、本店所在地 大阪市北区梅田一丁目13番1号）が乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散する合併を行うことを決定いたしましたので下記のとおり公告いたします。

なお、この合併は、会社法第784条第1項の規定に基づき、会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ずに決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行および資本金の額の増減はありません。

記

1. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。
2. 甲および乙の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済
(乙) <https://www.stc.toyobo.co.jp/wp2/epn/>

令和7年12月24日

大阪市北区梅田一丁目13番1号
東洋紡 STC 株式会社
代表取締役 奥田 有史